

平成31年2月28日

平成31年第2回
沖縄県議会（定例会）

予算特別委員会記録

（第1号）

平成31年第2回 予算特別委員会記録（第1号）

沖縄県議会（定例会）

開会の日時、場所

年月日 平成31年2月28日（木曜日）
 開会 午後5時53分
 散会 午後6時14分
 場所 第7委員会室

本委員会に付託された事件

（2月28日付託）

- 1 甲第1号議案 平成31年度沖縄県一般会計予算
- 2 甲第2号議案 平成31年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第3号議案 平成31年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 4 甲第4号議案 平成31年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 5 甲第5号議案 平成31年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 6 甲第6号議案 平成31年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 甲第7号議案 平成31年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 8 甲第8号議案 平成31年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 9 甲第9号議案 平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 10 甲第10号議案 平成31年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 11 甲第11号議案 平成31年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 12 甲第12号議案 平成31年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 13 甲第13号議案 平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 14 甲第14号議案 平成31年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 15 甲第15号議案 平成31年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 16 甲第16号議案 平成31年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算
- 17 甲第17号議案 平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 18 甲第18号議案 平成31年度沖縄県駐車場事業

特別会計予算

- 19 甲第19号議案 平成31年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 20 甲第20号議案 平成31年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 21 甲第21号議案 平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 22 甲第22号議案 平成31年度沖縄県病院事業会計予算
- 23 甲第23号議案 平成31年度沖縄県水道事業会計予算
- 24 甲第24号議案 平成31年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 25 甲第25号議案 平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）
- 26 甲第26号議案 平成30年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 27 甲第27号議案 平成30年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 28 甲第28号議案 平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 29 甲第29号議案 平成30年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 30 甲第30号議案 平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 31 甲第31号議案 平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 32 甲第32号議案 平成30年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 33 甲第33号議案 平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）
- 34 甲第34号議案 平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 35 甲第35号議案 平成30年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 36 甲第36号議案 平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）
- 37 甲第37号議案 平成30年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 38 甲第38号議案 平成30年度沖縄県中城湾港(泡

瀬地区) 臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第1号)

- 39 甲第39号議案 平成30年度沖縄県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 40 甲第40号議案 平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

委員の選任

平成31年2月28日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

大 浜 一 郎君	西 銘 啓史郎君
新 垣 新君	座 波 一君
中 川 京 貴君	座喜味 一 幸君
次呂久 成 崇君	宮 城 一 郎君
亀 濱 玲 子さん	照 屋 大 河君
仲宗根 悟君	親 川 敬君
新 垣 光 栄君	上 原 正 次君
玉 城 武 光君	比 嘉 瑞 己君
金 城 泰 邦君	金 城 勉君
當 間 盛 夫君	

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 予算特別委員会運営要領について
- 4 理事の選任

委員長、副委員長の互選

平成31年2月28日、親川敬君が委員長に、座波一君が副委員長に選任された。

理事の選任

平成31年2月28日、理事に新垣新君、次呂久成崇君、上原正次君、玉城武光君及び金城泰邦君が選任された。

出席委員

委員長	親 川 敬君	
副委員長	座 波 一君	
委員	大 浜 一 郎君	西 銘 啓史郎君
	新 垣 新君	中 川 京 貴君
	座喜味 一 幸君	次呂久 成 崇君
	宮 城 一 郎君	亀 濱 玲 子さん
	照 屋 大 河君	仲宗根 悟君
	新 垣 光 栄君	上 原 正 次君
	玉 城 武 光君	比 嘉 瑞 己君
	金 城 泰 邦君	金 城 勉君

當 間 盛 夫君

○奥野英明議会議務調査課副参事 予算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、玉城武光委員が年長者であります。

よって、この際、玉城武光委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

玉城武光委員、委員長席に御着席願います。

(玉城武光委員、委員長席に着席)

○玉城武光年長委員 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法を指名推選、被推選人を親川敬委員とし、指名は委員長の職務を行う委員が行う旨の協議があった。)

○玉城武光年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には親川敬君を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城武光年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には親川敬君が選任されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席、委員長着席)

○親川敬委員長 再開いたします。

この際、一言、御挨拶を申し上げます。

このたび、委員各位の御推挙により予算特別委員長に就任いたしました親川敬でございます。

平成31年度は、残り期間が3年となる沖縄21世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向け、各種施策への

取り組みを加速していく年であり、当初予算の審査を行う本委員会の果たすべき役割は極めて重大であります。委員長就任に当たり、改めて責任の重さを痛感しております。

委員会の運営につきましては、公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○親川敬委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法を指名推選、被推選人を座波一委員とし、指名は委員長が行う旨の協議があった。)

○親川敬委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおりに、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○親川敬委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には座波一君を指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○親川敬委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には座波一君が選任されました。ただいま副委員長が選任されたので、御挨拶を自席でお願いいたします。

○座波一副委員長 頑張ります。よろしくお願いいたします。

○親川敬委員長 以上で、委員長及び副委員長の互選は終わりました。

○親川敬委員長 次に、予算特別委員会運営要領等についてを議題といたします。

お手元に予算特別委員会運営要領案を配付してありますので、この案に基づき御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から予算特別委員会運営要領案の概要説明後に、協議があった。)

○親川敬委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員会運営要領につきましては、お手元

に配付してあります案のとおり決することとし、その他は先例等によることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○親川敬委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○親川敬委員長 次に、ただいま決定されました予算特別委員会運営要領に基づき、理事5人の選任が必要であります。

理事5人の選任について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○親川敬委員長 再開いたします。

理事5人の選任について、お諮りいたします。

理事に新垣新委員、次呂久成崇委員、上原正次委員、玉城武光委員及び金城泰邦委員の5人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○親川敬委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

今回は、明 3月1日 金曜日 午前10時から委員会を開き、補正予算議案の審査を行います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

予算特別委員会運営要領

この要領は、「予算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(平成30年2月19日議会運営委員会決定)に定めるもののほか、予算特別委員会の運営及び審査等に関し必要な事項を下記のとおり定めることにより、予算特別委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 委員席の配置について

委員席は別紙1のとおりとする。

2 審査日程について

審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、予算特別委員会に諮り変更することができる。

3 各常任委員会に対する調査依頼について

- (1) 当初予算の審査は、予算特別委員会において概要説明等を聴取した後、大局的な観点からの質疑等を行った後、様式1により所管の常任委員会に調査を依頼するものとする。
- (2) 常任委員会は調査終了後、様式2により予算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を予算特別委員会に提出するものとする。

4 説明員について

- (1) 補正予算の概要説明は総務部長が行うものとする。
- (2) 当初予算の概要説明は総務部長が行い、室部局長(会計管理者及び各種委員会事務局長を除く)出席の上、大局的な観点から質疑を行うものとする。

5 質疑の要領について

- (1) 補正予算
 - ① 質疑の時間は委員1人10分とする。
 - ② 各委員の質疑の時間は出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡をする委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告する。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならないものとする。
 - ③ 質疑の時間には答弁時間は含まないものとする。
 - ④ 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - ⑤ 質疑は一問一答方式により、自席から起立の上行うものとする。
 - ⑥ 質疑の順序は多数会派順とする。
- (2) 当初予算の概要説明
 - ① 質疑は会派代表の委員1人が行うものとする。なお、質疑を行う会派は、委員名を3月1日(金)の補正予算審査日の正午までに、政務調査課に報告するものとする。
 - ② 質疑の時間は7分とする。
 - ③ 質疑は大局的な観点から、予算編成の基本的考え方、室部局の予算体系などについて行うものとし、資料は、「当初予算説明資料(2月定例県議会)」、「沖繩県一般会計予算案の概要」、「当初予算(案)施策概要」及び「当初予算案概要(部局別)」などを使用する。
 - ④ その他の質疑の要領については、上記(1)の規定を準用する。

6 調査報告書に対する質疑について

- (1) 予算特別委員長は、調査報告書に関し予算特別委員から質疑の通告がなされた場合には、様式3により当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (2) 常任委員長に対する質疑の通告は、様式4により政務調査課に提出するものとする。
- (3) 常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとする。

7 要調査事項に対する質疑について

- (1) 要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等に出席を求めることが決定された場合、知事等への総括質疑の通告締切日時は、予算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とし、様式4により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 予算特別委員長の代表質疑及び知事等の答弁聴取後に行う各委員等の質疑の時間は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

8 理事会について

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事5人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定めるものとする。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局			
-----------	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局			補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--------------

議 会 事 務 局
親 川 敬 委 員 長

説	明	員
---	---	---

	宮城一郎委員	次呂久成崇委員
--	--------	---------

新垣 新委員	西銘啓史郎委員	大浜一郎委員
--------	---------	--------

照屋大河委員	仲宗根悟委員	亀濱玲子委員
--------	--------	--------

座喜味一幸委員	中川京貴委員	座波 一委員
---------	--------	--------

上原正次委員	新垣光栄委員	
--------	--------	--

當間盛夫委員	金城 勉委員	金城泰邦委員
--------	--------	--------

	比嘉瑞己委員	玉城武光委員
--	--------	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

予算議案の審査日程

年月日	曜日	時間	事項	関係室部局等
平成31年 2月28日	木	本会議及び各委員会終了後	予算特別委員会 ・委員長及び副委員長の互選 ・委員会運営要領の件 ・理事の選任	
3月1日	金	午前10時	予算特別委員会 ・平成30年度補正予算審査	知事公室 総務部 企画部 環境部 子ども生活福祉部 保健医療部 農林水産部 商工労働部 文化観光スポーツ部 土木建築部 教員会 公安委員会
3月4日	月	常任委員会終了後	予算特別委員会 ・平成30年度補正予算採決	
3月6日	水	午前10時	本会議 ・補正予算委員長報告・採決	
		本会議終了後	予算特別委員会 ・平成31年度一般会計・特別会計予算及び企業会計予算(概要説明及び質疑) ・各常任委員会に対する調査依頼の件(当初予算)	関係室部局
3月7日	木	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
3月8日	金	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算議案の調査 ・予算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
3月11日	月		・予算調査報告書整理日	
3月12日	火		・予算調査報告書整理日	
3月13日	水		・予算特別委員に対する予算調査報告書の配付 ・常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付時刻:正午 質疑通告締め切り時刻: 午後3時
3月14日	木	午前10時	予算特別委員会 ・予算調査報告書等について ・総括質疑の取り扱いについての協議	
3月15日	金	午前10時	予算特別委員会 ・総括質疑	知事等 関係室部局
3月22日	金	午前10時	予算特別委員会 ・採決	

様式1

平成 年 月 日

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇 殿

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇

予算議案の調査依頼について

本委員会に付託された予算議案のうち、下記について貴委員会において調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

甲第〇号議案 平成〇年度沖縄県一般会計予算 (〇〇〇〇委員会所管分)

甲第〇号議案 平成〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇特別会計予算

甲第〇号議案 平成〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇事業会計予算

様式3

平成 年 月 日

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇 殿

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇

予算特別委員会への出席について

貴職から報告のあった予算調査報告書に関し、質疑の通告があったので、下記のとおり出席を求めます。

記

1 日 時 平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時

2 場 所 第7委員会室

様式2

平成 年 月 日

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇

予算調査報告書

月 日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における質疑・答弁の主な内容

2 要調査事項

3 特記事項

様式4

平成 年 月 日	午前・午後 時 分 受付
質 疑 発 言 通 告	
種 別	常任委員長 ・ 知事等
質 疑 の 要 旨	
<p>上記により質疑したいので、予算特別委員会運営要領の規定により通告します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">予算特別委員 印</p> <p style="text-align: center;">予算特別委員長 殿</p>	

予算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

予算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において予算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る予算事項を調査する方式としたところである。こうした予算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、予算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 予算議案の審査について

補正予算の審査については予算特別委員会において行うこととし、当初予算の審査については、概要説明を予算特別委員会で行った後、室部局に係る事項について所管の常任委員会に依頼して調査を行うものとする。

2 予算特別委員会の開催場所について

予算特別委員会は、第7委員会室で行うものとする。

3 審査日程について

予算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な予算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

4 調査依頼事項について

- (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る予算事項とする。
- (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

5 各常任委員会における調査について

- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
- (6) 各常任委員会での採決は行わないものとする。

6 予算調査報告書の作成及び配付について

- (1) 予算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。

- (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、予算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項（以下「要調査事項」という。）及び特記事項とする。
- (3) 要調査事項について
 - ア 各常任委員会における質疑において、要調査事項を提起しようとする委員は、その該当事項を要調査事項とする旨を発言するものとする。
 - イ 各常任委員会における質疑終了後、要調査事項を提起しようとする委員が要調査事項とする理由等を説明した後、予算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項の整理を行った上で、要調査事項を予算特別委員会に報告するものとする。
 - ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、要調査事項として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、予算特別委員会に報告する際にその意見もあわせて報告するものとする。
- (4) 調査報告書は、予算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに予算特別委員に配付するものとする。
- (5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

7 調査報告書に対する質疑について

- (1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、予算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。

8 要調査事項に対する質疑について

- (1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求める場合には、予算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。
- (2) 知事等への総括質疑は、上記（1）において決定した要調査事項についてまず予算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。

9 質疑の時間及び方法等について

予算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は同委員会において決定するものとする。

10 理事会について

予算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

予算議案の審査日程

年月日	委員会等	時 間	事 項	関係室部局等
2月 定例 会期中 (1日目)	予算特別委員会	本会議及 び各委員 会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件(当初予算)	
以降 開会中 (2日目)	予算特別委員会	午前10時	○平成29年度補正予算審査	関係室部局
(3日目)	予算特別委員会	各常任 委員会 終了後	○平成29年度補正予算採決	
(4日目)			○議案整理日	
(5日目)	本 会 議	午前10時	○補正予算委員長報告・採決	
	予算特別委員会	本 会 議 終了後	○平成30年度一般会計・特別会計予算及び企業 会計予算(概要説明)	総 務 部 関係室部局
(6日目)	常 任 委 員 会	午前10時	○所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
(7日目)	常 任 委 員 会	午前10時	○所管事務に係る予算議案の調査 ○予算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
(8日目)			○予算調査報告書整理日	
(9日目)			○予算調査報告書整理日	
(10日目)			○予算特別委員への予算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付時刻： 正午 質疑通告締め切り 時刻：午後3時
(11日目)	予算特別委員会	午前10時	○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等 についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
(12日目)	予算特別委員会	午前10時	○総括質疑	知 事 等 関係室部局
	常 任 委 員 会			
	常 任 委 員 会			
	常 任 委 員 会			
(13日目)	予算特別委員会	午前10時	○採決	

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

年 長 委 員 玉 城 武 光

委 員 長 親 川 敬